

福岡県公報

平成22年5月12日
第3108号

目次

告示(第778号-第788号)

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告			
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	8
平成22年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施	(自然環境課)	10
選挙管理委員会			
政治団体の平成19年分及び平成20年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	12
海区漁業調整委員会			
区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	13
マダイの採捕の制限	(漁業管理課)	14

告 示

福岡県告示第778号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会
 - (2) 代表者の氏名
秋吉 美千代
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市五条2丁目6番1号
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及するとともに、その技術をコミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し地域社会全般にやさしいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及すると共に、その技術をコミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し、さらに介護職等専門職の養成を行い、地域社会全般に優しいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第779号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年4月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人地域予防医学健康促進センター

(変更後) 特定非営利活動法人予防医学健康促進センター

(2) 代表者の氏名

田中 神子也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区東貫三丁目9番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、予防医学と健康に関する事業を行い、健康で豊かな社会の基礎作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第780号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字茶屋1434の7（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第781号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

株式会社 末延商店

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県築上郡築上町大字椎田1643番地の5

3 特約業者の指定取消年月日

平成22年2月28日

福岡県告示第782号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
吉村 直三
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県京都郡みやこ町豊津389 - 1
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成22年 3月31日

福岡県告示第783号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年 5月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
電協産業株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市戸畑区中原東4丁目2番1号
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成22年 3月31日

福岡県告示第784号

小郡土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年 5月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所

松尾 幸雄	小郡市大崎21番地
佐々木 勉	" 八坂231番地
伊藤 俊	" 下岩田265番地 1
熊手 久雄	" 稲吉87番地
大中 弘毅	" 二森76番地 1
野瀬 昌隆	" 二夕1144番地 2
黒岩 太雲	" 古飯560番地 3
井手 寛喜	" 平方66番地 1
佐久間 和男	" 光行258番地
鶴本 一彦	" 下西鱒坂928番地
石橋 博毅	久留米市宮ノ陣町八丁島1756番地
山本 清春	小郡市大板井339番地 8
高木 忠一	" 稲吉1292番地 2
松尾 邦吉	" 大崎1301番地 1
三原 實	" 横隈1720番地
福田 博康	" 三沢4087番地 4
米倉 禮光	" 乙隈384番地 1
重松 等	" 吹上830番地 1
檜原 昇	" 山隈1289番地
行徳 友晴	" " 391番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
古賀 久雄	小郡市八坂983番地 2
高木 忠義	" 小板井88番地
古賀 理一郎	" 井上1375番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所

松尾幸雄	小郡市大崎21番地
永利武光	" 上西鯉坂318番地 1
藤井親光	" 下岩田1103番地 2
熊手久雄	" 稲吉87番地
大中弘毅	" 二森76番地 1
山田泰徳	" 二夕645番地 1
黒岩太雲	" 古飯560番地 3
井手寛喜	" 平方66番地 1
権藤國男	" 光行344番地
高松豊茂	" 八坂556番地 1
鶴本一彦	" 下西鯉坂928番地
中嶋巖	" 大崎289番地15
石橋伸之	久留米市宮ノ陣町八丁島74番地 2
山本清春	小郡市大板井339番地 8
高木忠義	" 小板井88番地
山田廣信	" 稲吉1141番地 4
白木福實	" 横隈843番地 4
山下一成	" 力武1059番地
米倉禮光	" 乙隈384番地 1
重松等	" 吹上830番地 1
平山政之	" 山隈1223番地 5
鶴田安範	" " 914番地
行徳友晴	" " 391番地 3

4 就任監事

氏名	住所
末次勝之	小郡市下西鯉坂609番地 1
松尾知明	" 大崎1017番地 1
榎原昇	" 山隈1289番地

福岡県告示第785号

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年 5月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
田中和幸	久留米市城島町江島309番地、310番地合併の 2

2 就任理事

氏名	住所
中村文一	久留米市城島町江島433番地

福岡県告示第786号

耳納山麓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年 5月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
怡土康男	うきは市吉井町福益217番地 1
佐々木正徳	" 浮羽町東隈上570番地 5
古賀政勝	" " 浮羽774番地
佐々木芳幸	" " 山北1670番地 1
鬼塚制	" " 高見1306番地 1
石井國弘	" " 古川 7番地 1
山崎良夫	" " 小塩1557番地 3

石井 頼夫	うきは市吉井町徳丸545番地 1
堀江 武志	" " 富永2257番地104
竹並 和廣	" " 福益189番地 1
内山 鎮雄	" " 鷹取1295番地 3
水城 金男	久留米市田主丸町益生田318番地 1の2
檜崎 義文	" " 地徳1992番地 1
鳥越 正春	" " 3204番地
倉富 信	" " 森部715番地
倉富 勝城	" " 石垣362番地
中野 博信	" " 竹野2096番地 2
坂井 崇	" " 中尾877番地 1
小椎尾 岩男	" 高良内町2018番地 1
志波 守	" 太郎原町1761番地 1
川津 富夫	" 草野町吉木 3番地
天野 照雄	" 山本町豊田483番地 4
芳野 太	" 大橋町常持780番地 1の1
馬田 洋	" 善導寺町飯田840番地
青山 公明	" 藤山町1068番地 7

2 退任監事

氏名	住所
谷口 健一郎	うきは市浮羽町山北1758番地13
馬場 幸一	久留米市善導寺町飯田1038番地
大石 實	うきは市吉井町屋部470番地
石井 九八郎	久留米市田主丸町殖木380番地 3

3 就任理事

氏名	住所
怡土 康男	うきは市吉井町福益217番地 1

佐々木 正徳	うきは市浮羽町東隈上570番地 5
今村 一夫	" " 浮羽896番地
山崎 良夫	" " 小塩1557番地 3
佐々木 芳幸	" " 山北1670番地 1
佐々木 定利	" " " 1725番地
石井 國弘	" " 古川 7番地 1
大石 實	" 吉井町屋部470番地
内藤 一孝	" " 富永1743番地
内山 種勝	" " 鷹取1330番地 1
高山 和久	" " 徳丸430番地
岩橋 俊明	久留米市田主丸町森部684番地 2
西 孝義	" " 石垣1264番地
水城 金男	" " 益生田318番地 1の2
吉岡 義憲	" " 地徳2285番地
檜崎 義文	" " " 1992番地 1
中野 博信	" " 竹野2096番地 2
清水 重孝	" " 中尾1674番地 3
川津 富夫	" 草野町吉木 3番地
手島 富士雄	" 山本町豊田345番地 1
幸若 英明	" 大橋町合楽1086番地
馬田 洋	" 善導寺町飯田840番地
志波 守	" 太郎原町1761番地 1
古賀 誠一	" 高良内町321番地
青山 公明	" 藤山町1068番地 7

4 就任監事

氏名	住所
諫山 寛	うきは市浮羽町三春431番地
足立 克行	" 吉井町福益1335番地 1

栗木 幹太	久留米市田主丸町殖木101番地
馬場 幸一	" 善導寺町飯田1038番地

福岡県告示第787号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市稲元2丁目316番2、317番1、318番1、318番3、319番1及び319番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区多の津1丁目12-2
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男

福岡県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年5月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 城島線	大川市大字中木室588番4先から 大川市大字中木室582番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
表面形状測定システム 1式
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）

- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年6月1日（火）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

表面形状測定システム 1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成22年10月29日（金曜日）

(4) 納入場所

北九州市八幡西区則松3丁目6-1

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	10	光学機器・DPE	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県工業技術センター機械電子研究所に平成22年6月11日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総

セ第28482号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班(行政南棟1階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成22年5月12日(水曜日)から平成22年6月11日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班

(2) 受領期限

持参する場合は平成22年6月21日(月曜日)午後4時00分

郵送する場合は平成22年6月18日(金曜日)

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務センター入札室(行政南棟1階)

(2) 日時

平成22年6月22日(火曜日)午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(の税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Surface Shape Measuring System 1set
- (2) Delivery period : By October 29, 2010
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan
Tel 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender
4:00 P M on June 21, 2010
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

平成22年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成22年5月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
	大野城市曙町2丁目3番1号	大野城市まどかぴあ	筑紫保健福祉環境事務所
	宗像市東郷1丁目2-1	福岡県宗像総合庁舎	宗像・遠賀保健福祉環境事務所

平成22年8月11日 (水曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所
	久留米市合川町1642-1	福岡県久留米総合庁舎	北筑後保健福祉 環境事務所
	筑後市大字若菜1104	サザンクス筑後	南筑後保健福祉 環境事務所
	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	京築保健福祉環 境事務所
平成22年9月5日 (日曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成22年6月29日 (火曜日)	宗像市須恵1丁目4-1	宗像市中央公民館	宗像・遠賀保健 福祉環境事務所

平成22年6月29日 (火曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所
平成22年7月8日 (木曜日)	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター	南筑後保健福祉 環境事務所
平成22年7月8日 (木曜日)	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	京築保健福祉環 境事務所
平成22年7月9日 (金曜日)	筑後市大字若菜1104	サザンクス筑後	南筑後保健福祉 環境事務所
平成22年7月13日 (火曜日)	大野城市曙町2丁目3番1号	大野城市まどかぴあ	筑紫保健福祉環 境事務所
平成22年7月16日 (金曜日)	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	北筑後保健福祉 環境事務所
平成22年7月22日 (木曜日)	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	京築保健福祉環 境事務所
平成22年8月1日 (日曜日)	筑紫野市二日市南1丁目9-3	筑紫野市生涯学習センタ ー	筑紫保健福祉環 境事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成19年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護管理に関する知識	午前9時30分～午前11時30分
鳥獣の判別	午前11時30分～午後0時
猟具の取扱い	午後0時～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から試験又は講習実施日の10日前までに申請者の居住地を所管する保健福祉環境事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）をはった受験票又は受講票（用紙は、各保健福祉環境事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ウに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（オに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にとっては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にとっては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,800円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,800円を加算のこと。）

エ 80円切手をはった返信用封筒（受験票又は受講票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

6 注意事項

(1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分まで行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県環境部自然環境課野生生物係、各保健福祉環境事務所地域環境課又は環境課に問い合わせること。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、政治結社大日本北政会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年3月福岡県選挙管理委員会告示第37号）及び平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年5月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成19年分収支報告書の要旨中、政治結社大日本北政会の項を次のとおり改める。

68 政治結社大日本北政会

報告年月日 平成20年6月19日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	334,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	334,000円
(2) 支出総額	334,000円
(3) 翌年への繰越額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	334,000円
ア 寄附（政党匿名寄附を除く）	334,000円
a 個人からの寄附	334,000円
合計	334,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	50,000円
ウ 備品・消耗品費	50,000円
イ 政治活動費	284,000円
ア 組織活動費	5,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	279,000円
b 宣伝事業費	279,000円
合計	334,000円

平成20年分収支報告書の要旨中、政治結社大日本北政会の項を次のとおり改める。

354 政治結社大日本北政会

報告年月日 平成21年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	711,230円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	711,230円
(2) 支出総額	711,230円
(3) 翌年への繰越額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	711,230円
ア 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲) 711,230円
a 個人からの寄附	711,230円
合計	711,230円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
平岡 昭則	100,000円	築上郡上毛町
古原 勉	100,000円	大分県中津市
その他	511,230円	
小計	711,230円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	130,000円
ウ 備品・消耗品費	130,000円
イ 政治活動費	581,230円
ア 組織活動費	15,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	566,230円
b 宣伝事業費	566,230円
合計	711,230円

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成22年5月12日

筑前海区漁業調整委員会
会長 竹井紀一

1 開催日時

平成22年5月24日（月）13時30分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴2-4-19 福岡県水産会館

3 案件

筑前海区における区画漁業の漁場計画について
（平成22年10月1日免許予定のかき養殖業）

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者

筑前海区漁業調整委員会指示第141号

筑前海区海面における養殖用マダイ種苗採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年5月12日

筑前海区漁業調整委員会
会長 竹井紀一

1 採捕の制限

全長11センチメートル以下のマダイは、養殖用種苗として採捕してはならない。

ただし、平成22年7月16日から同年7月31日までの期間において、きす1そうごち

網漁業又は手びきごち網漁業により採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の有効期間

平成22年6月1日から平成23年5月31日まで。